

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 重要事項説明書

様



彌榮株式会社

リハプライド 桃園

令和3年4月1日現在

第1号通所事業サービス重要事項説明書

この「重要事項説明書」は介護保険法に基づく第1号通所事業の指定を受けた区市町村の規則、要綱、条例又は基準等に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業のサービス提供の契約締結に際して、事業所が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	彌榮株式会社
代表者名	代表取締役 田形 保道
所在地	〒514-2222 三重県津市豊が丘三丁目31番3号 TEL 059-230-2392

2. 利用者へのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名	リハプライド 桃園
介護保険 指定事業所番号	指定年月日 令和2年3月1日 2294202334
事業所所在地	〒421-0114 静岡県静岡市駿河区桃園町16-25
連絡先 管理者	TEL 054-374-2522 FAX 054-660-2389 メールアドレス momozono@rehaprider.co.jp 田形 綾子
事業所の通常の 事業実施地域	【静岡市駿河区】 南安倍、宮本町、新川、寿町、見瀬、中原、津島町、西中原、緑が丘町、中野新田、中村町、中島、西脇、西島、下島、南町、泉町、馬淵、稲川、中田、中田本町、大坪町、石田、森下町、八幡、南八幡町、八幡山、大和、さつき町、豊原町、小黒、有明町、有東、登呂、敷地、宮竹、高松、豊田、小鹿、富士見台、恩田原、片山、宮川、水上、西大谷、大谷、丸子新田、東新田、みずほ、下川原南、下川原、港、桃園町、広野、広野海岸通、光陽町、用宗、用宗巴町、用宗城山町、用宗小石町、青木、大和田、

	小坂、石部、向敷地、手越、手越原、鎌田、寺田、丸子、北丸子、丸子芹が谷町、上川原 【静岡市葵区】 追手町、城内町、駿府町、駿府公園、西草深町、東草深町、水落町、城東町、緑町、鷹匠、東鷹匠町、横内町、太田町、巴町、瓦場町、春日町、春日、音羽町、相生町、横田町、東町、日出町、伝馬町、栄町、御幸町、黒金町、呉服町、両替町、七間町、紺屋町、昭和町、常磐町、西門町、駿河町、人宿町、上石町、梅屋町、駒形通、双葉町、川辺町、天王町、吉野町、桜木町、清閑町、弥勒、南安倍、本通、本通西町、新通、川越町、屋形町、大工町、大鋸町、通車町、幸町、田町、南田町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、上新富町、新富町、中町、馬場町、富士見町、金座町、研屋町、錦町、茶町、車町、八千代町、上桶屋町、土太夫町、柚木町、葵町、住吉町、宮ヶ崎町、安倍町、片羽町、安西、北番町、井宮町、材木町、末広町、神明町、若松町、柳町、水道町、辰起町、長谷町、浅間町、安東柳町、丸山町、大岩宮下町、大岩本町、安東1～2丁目
--	---

(2) 事業所の目的及び運営方針

事業の目的	彌榮株式会社が開設するリハプライド 桃園（以下、「事業所」）が行う介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（以下、「事業」）の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護職員その他の従業者（以下、「従業者」）が、介護保険法に従い、高齢者がその有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営方針	1 サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身機能の維持回復並びに生活機能の維持・向上を目指します。 2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係区市町村、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日（祝日は営業） 但し 12月30日から1月3日までを除きます。
営業時間	8時45分から17時00分まで サービス提供時間は、1単位目：9時00分～12時15分 2単位目：13時30分～16時45分

(4) 事業所の従業者体制

職種	職務内容	人員数
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1 名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を維持・回復するために必要な機能訓練を行います。	1 名以上
生活相談員	利用者及び家族に対し生活指導並びに介護に関する相談及び助言を行います。利用者の心身の状況等を踏まえて第 1 号通所事業サービス計画の作成等を行います。関係機関と連携し必要な調整を行います。	1 名以上
介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な支援を行います。	1 名以上
看護職員	利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行います。	1 名以上

*従業者は、身分証明書を携帯し、提示を求められた場合は速やかに提示します。

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス 内 容
機能訓練	体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。
送迎	利用者に対し送迎サービスを提供します。
相談・助言	利用者及びその家族の生活指導並びに日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
健康チェック	利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行います。

(2) 提供するサービスの利用料、自己負担額について（介護保険を適用する場合）

※別紙料金表をご覧ください。

4. 利用料その他の費用の請求及び支払い方法について

サービスを提供した場合の利用料の額は、各区市町村が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合の額とします。

利用料の支払いを受けた場合は、利用者に対して領収書を交付します。事業所は当月の利用者負担金の請求書に明細を付して翌月 15 日までに利用者に請求し、利用者指定の口座より集金代行業者の所定引落日に引き落とすものとし、

*引き落としが確認できましたら、領収書を発行致しますので必ず保管をお願い致します。（再発行は基本的には致しません）

＊利用料、その他の費用の支払いについて支払期日から 2 ヶ月以上経過し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合は契約を解約したうえで、未払い分をお支払いしていただきます。

5. サービス提供に関する相談・苦情について

サービス提供に関する相談・苦情に関しましては、事業所にご連絡いただくか、区市町村相談窓口にお問い合わせください。	相談担当者名：田形 綾子	
	連絡先電話番号：054-374-2522	
	FAX 番号：054-660-2389	
	駿河区福祉事務所高齢介護課	054-287-8679
	葵区福祉事務所高齢介護課	054-221-1180
	静岡市介護保険課事業者指導第 2 係	054-221-1377
	静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族等に関する秘密の保持について	事業者及び従業者はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は利用者及びご家族等から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族等の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の家族等の個人情報を用いませぬ。事業者は利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業所における個人情報保護についての取り扱いについては、プライバシーポリシー、個人情報取り扱い業務概要説明書は別紙にて説明し、必要な方には交付致します。

7. 緊急時の対応について

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合はデイサービスにおける“緊急時対応のマニュアル”に沿って対応させていただきます。その際に必要な緊急連絡先を別紙にてご指定ください。夜間、営業時間外の緊急事態におきましては対応しかねますのでご了承ください。

8. 家族等への連絡について

利用者より希望があった場合には家族等へ連絡を行います。

9. 記録の保管について

事業者はサービス提供に関する記録を整備し、サービスの完結の日から最低 5 年間紙面もしくは電磁的方式にて保管致します。また記録物の閲覧及び実費を支払っての写しの交付については本人及び家族に限り可能です。必要時をご相談ください。

10. 損害賠償

サービス提供に伴って事業者の明らかな過失により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対し、その損害を賠償致します。この契約においてやむを得ず訴訟となる場合は利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。（合意裁判管轄）

11. 虐待防止

虐待等については、“高齢者虐待防止マニュアル”に沿って対応させていただきます。

12. 利用者代理人

利用者は代理人を選任してこの契約を締結することができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や日常生活自立支援事業の内容を説明するものとします。

13. 第三者による評価の実施状況等について

第三者による評価の実施状況等は、下記のとおりです。

第三者による評価 の実施状況	1 あり	直近の実施年月日	
		評価機関の名称	
		評価結果の開示状況	1 あり 2 なし
	② なし		

14. 重要事項内容の変更

① 利用料等の変更

ア 事業者はこの契約に定める内容のうち利用料の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更予定日から期間をおいて利用者にその内容を通知するものとします。

イ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合にはその旨を事業者にも文書で通知することで、この契約を解除することができます。

② 利用サービス内容の変更

ア 利用者はいつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からの申し出があった場合変更を拒む正当な理由がない限り、関係機関と連携し速やかにサービス内容を変更します。

イ サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは変更後のサービス内容について記載した利用サービス変更合意書を交わします。

15. 留意事項

- ①サービスのキャンセルにつきましては利用者又は、家族、ケアマネジャーによりサービス提供日の当日午前 8 時 30 分までにご連絡ください。お申し出のない場合はキャンセル料の支払いを求める場合がございます。ただし、利用者の急変などやむを得ない事情によるキャンセルにつきましてはこの限りではありません。
- ②事業所では基本的に禁煙とさせていただいており、事業所内には喫煙所を設けておりません。禁煙にご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。
- ③事業所内においては携帯電話のご使用をご遠慮願います。もし連絡等が必要な場合は事業所の電話をご使用ください。
- ④事業所では随時、在宅ケア従事者の育成のために他施設からの研修生の受け入れにも協力させていただいております。何卒、ご協力のほど宜しくお願い致します。
- ⑤1 ヶ月以上休みが続いたときの終了等の手続きについて
1 ヶ月以上休みが続いたときは、ご連絡させていただき契約を継続するかどうかご確認させていただきます。継続が不可能な場合は契約終了とさせていただきますのでご了承ください。
- ⑥災害時の対応（地震・台風・大雪・警報時など）
地震・台風・大雪・警報時などサービスを継続出来ない気象状況になった場合はやむを得ず、サービスを打ち切りとさせていただく場合がございます。その際はご連絡させていただきますのでご了承ください。
- ⑦安全で円滑な送迎の為、お迎えの時間を書面又は電話にてご連絡します。
お知らせしたお時間よりも 10 分以内の早まりや遅れにつきましてはご了承ください。交通事情等で 10 分以上到着時間が前後する場合は、電話連絡を致します。

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 契約書

様



彌榮株式会社
リハプライド 桃園

第1号通所事業サービス契約書

____様（以下、「利用者」）と彌榮株式会社（以下、「事業者」）とは、介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業のサービスの利用（目的）に関して、次のとおり契約を締結しました。

事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業のサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

- 1、この契約の契約期間は契約締結日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2、前項の規定にかかわらず、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者としてサービスを受ける場合にあっては、利用者の第1号通所事業サービス計画に基づく期間とします。
- 3、契約満了日までに利用者から契約終了の申し出がないとき、契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（契約内容の変更、契約の解約、契約の満了、契約の解除）

この契約内容の変更、契約の解約、契約の満了、契約の解除については次のとおりです。

<1> 契約内容の変更

① 利用料等の変更

ア 事業者はこの契約に定める内容のうち利用料の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更予定日から1ヶ月以上の期間において利用者にその内容を通知するものとします。

イ 利用者が利用料等の変更を承諾する場合にはこの契約の一部変更契約を事業者と締結します。

ウ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合にはその旨を事業者に文書で通知することで、この契約を解除することができます。

② 利用サービス内容の変更

ア 利用者はいつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からの申し出があった場合変更を拒む正当な理由がない限り、関係機関と連携し速やかにサービス内容を変更します。

イ サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは変更後のサービス内容について記載した利用サービス変更合意書を交わします。

<2> 契約の解約

① 利用者は事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には1ヶ月以上の予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

② 利用者は次の各号に事業者が該当する場合は直ちに契約を解除することができます。

- ア 事業者又はサービス担当者が正当な理由なく、介護保険法関係法令及び本契約に定めた事項を遵守せずにサービス提供を怠ったとき。
- イ 事業者又はサービス担当者が守秘義務に違反したとき。
- ウ 事業者が破産等、事業を継続する見通しが困難になったとき。
- エ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行ったとき。

< 3 > 契約の満了

次のいずれかに該当する場合はこの契約は満了します。

- ア 利用者が死亡したとき。
- イ 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- ウ 事業者から契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- エ 利用者が介護保険施設に入所したとき。
- オ 利用者が医療機関に入院したとき。
- カ 利用者の要介護状態区分が、要介護と認定された場合
- キ 事業対象者でない利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合

1 ヶ月以上サービスを中止されている場合は、ご連絡の上契約を継続するかご確認させていただきます。継続が不可能な場合は契約を満了とさせていただきますのでご了承ください。

< 4 > 契約の解除

①事業者は事業規模の縮小、事業者の休廃止等この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむをえない事情がある場合には利用者に対してこの契約の解除を予定する日から 1 ヶ月以上の期間において利用者に解除理由を示した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の場合には 1 ヶ月以上の事前申し出の期間なしにこの契約を解除することができます。

- ア 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを 2 ヶ月以上遅滞し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から 14 日以内にその支払いがなかった場合。
- イ 利用者又はその家族等が事業者やサービス担当者に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合。

②事業者は前項によりこの契約を解除する場合はこのサービス提供を調整した介護予防支援事業所又は利用者が住所を有する区市町村と協議し、必要な措置をとります。

(介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン作成前のサービス提供について)

サービス計画書が作成される前であっても緊急に必要な場合はサービスを提供致します。

(要支援認定前又は事業対象者該当前にサービス提供を行う場合について)

要支援認定前又は事業対象者該当前にサービスを提供する場合は、認定後又は該当後に提供するサービス内容を見直し、契約継続の意思確認を行います。また、自立又は非該当と判定された場合には利用料は全額利用者自己負担となり、契約継続の意思確認を行います。

(相談窓口と苦情相談について)

重要事項説明書に記載したとおりを契約内容とします。

(秘密の保持と個人情報の保護について)

重要事項説明書に記載したとおりを契約内容とします。

(契約外条項)

本契約に定めのない事項については介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(利用料について)

重要事項説明書に記載したとおりを契約内容とします。

(利用料の変更について)

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(送迎について)

利用者が通所に際し、自己における送迎を行う場合は、万一事故に遭遇しても、事業者は一切の責任を負いません。